

契約書

役務の名称 信号制御用通信回線（17回線）の調達

契約期間 令和7年3月1日から令和12年2月28日まで

契約期間総額 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇,〇〇〇,〇〇〇円）

（内訳）令和6年度 〇〇〇,〇〇〇円

令和7年度～令和10年度 各 〇,〇〇〇,〇〇〇円

令和11年度 〇,〇〇〇,〇〇〇円

契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額とする。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

発注者 山形県知事 吉村 美栄子と、受注者〇〇〇〇 〇〇〇〇は、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、「仕様書」に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書の契約期間の終期までに頭書の業務を実施しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して定める。

（業務の遂行場所）

第2条 受注者は、「仕様書」に基づき次の場所において遂行するものとする。

山形市 荘内銀行あかねヶ丘支店東十字路 外16か所

（業務遂行上の義務）

第3条 受注者は、業務に従事する者（以下「従事者」という。）に業務の遂行に必要な技術を習得させ、業務の遂行に万全を期するものとする。

（従事者の管理）

第4条 受注者は、従事者の管理について一切の責任を負う。

（秘密の保持等）

第5条 受注者は、業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（監督及び指示並びに調査及び報告）

第6条 受注者は、この契約に基づく業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

（損害賠償）

第7条 受注者は、業務の処理に関し、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えたとき

は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は、発注者、受注者協議により定めるものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第8条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(法令上の責任等)

第9条 受注者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第11条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(契約の解除及び賠償)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

(2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。

(4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められ

るとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

6 発注者は、翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

（談合等に係る契約解除）

第13条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が

確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（事故発生のお知らせ）

第14条 受注者は、業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

（回線等の設置）

第15条 受注者は、発注者の指定する期日までに、発注者の指定する場所に本業務を遂行するために必要な機器等を据え付け、正常な状態で使用できるようにした後、発注者に完了届を提出するものとする。

（回線等の保守）

第16条 受注者は、回線等を常時正常な状態で使用できるよう自己の負担において、回線等の調整及び改修その他所要の保守（以下「回線等の保守」という。）を行わなければならない。

2 発注者の故意又は重過失、又は第三者の故意又は過失による場合を除き、回線等に障害が発生したときは、受注者は発注者からの要請により、直ちに無償で回線等の復旧に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 受注者が、第1項による回線等の保守を怠ったため、発注者が回線等を使用できなかったときは、発注者は、その月の契約金額について、使用できなかった日数につき、日割計算により減じた額（ただし、電気通信事業法（昭和59年12月法律第86号）第19条に規定する発効している届出契約約款がある場合はその届出契約約款に基づく額。）を受注者に対して支払うものとする。

（契約金額の支払）

第17条 受注者は、発注者に対し月額〇〇〇〇円の契約金額の請求書を提出するものとする。

2 発注者は、前項に定める支払請求書を受領した場合は、受注者の指定する期日までに、受注者に当該金額を支払うものとする。

（遅延利息）

第18条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第17の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の

遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(履行遅滞違約金)

第19条 受注者がその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(履行不能の場合の措置)

第20条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての契約金額の支払を免れるものとする。

(疑義についての協議)

第21条 この契約に定めのない事項については電気通信事業法（昭和59年12月法律第86号）に基づき受注者が定める契約約款による。

2 この契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇月〇日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子

受注者 (住所又は所在地)
(氏名又は名称及び代表者氏名)